

令和6年11月

御購読者 各位

東京法令出版株式会社

## 『刑事法の要点』[第二版]

# 補 遺

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第28号)、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)等に伴い、本書中に補正を要する箇所が生じました。

お手数をおかけいたしますが、該当箇所を下記のとおり読み替えてお使いいただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### ■ 82頁 下から7行目の次に次のように加える。

そして、令和5年改正により、性犯罪被害の実態に即した再検討がなされ、「強制わいせつ・強制性交等罪」が、「不同意わいせつ・不同意性交等罪」に改められ、同意があっても16歳未満(改正前は13歳未満)であれば処罰されることになった。そして、わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、威迫・偽計・誘惑、金銭等の利益を供与するなどして面会する行為が、処罰されることになった(刑法182条)。

同時に、「性的姿態撮影等処罰法(略称)」が施行され、性的姿態等を撮影する行為も犯罪化された。

■ 96 頁 10 行目の次に次のように加える。

令和5年刑事訴訟法改正

日産自動車前会長カルロス・ゴーン被告人が海外に逃亡した事件などを反省し、令和5年に刑事訴訟法が改正された。①保釈・勾留執行停止をされた被告人が、召喚を受け正当な理由がなく公判期日に出頭しないときは、2年以下の拘禁刑に処し（刑訴法 278 条の2）、②裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合、監督者を選任することができることとし（刑訴法98条の4、98条の8）、③保釈を許す場合において、国外に逃亡することを防止するため、位置測定端末（人の身体に装着されるGPS端末）をその身体に装着することを命ずることができることとした（刑訴法98条の12第1項）。同時に刑法を改正し、逃走罪の主体を「法令により拘禁された者」に広げ（97、98条）、単純に逃走しただけでも3年以下の拘禁刑に処するとして、緊急逮捕（刑訴法210条）の対象とした。

■ 118 頁 下から7行目の次に次のように加える。

逮捕状

通常逮捕をするために必要な逮捕状は、検察官又は司法警察員の請求により、裁判官が、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由のある者について発付する。逮捕状には、被疑者の特定に関する事項や、罪名と被疑事実の要旨、引致すべき場所、有効期間、請求者の氏名等が記載される。ただし、令和5年刑事訴訟法改正により、性犯罪などの場合には、被害者等の個人特定情報の記載のない「逮捕状に代わるもの」による逮捕が可能となった（刑訴法201条の2）。

■ 142 頁 「判例」枠内の下から2行目の（ ）書きを次のように改める。  
（さらに最判令3・7・30刑集75・7・930参照）。

以 上